

商工建設常任委員会会議録

平成29年7月19日

場 所 第5委員会室

平成29年 7 月 19 日 (水曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・一般国道448号（串間市大字市木）道路災害について
- ・大規模氾濫等に備えた減災対策の取組について
- ・「都市計画区域マスタープラン」の改定について

出席委員（7人）

委員 長	渡 辺 創
副委員 長	島 田 俊 光
委員	星 原 透
委員	外 山 衛
委員	黒 木 正 一
委員	満 行 潤 一
委員	重 松 幸次郎

欠席委員（1人）

委員	坂 口 博 美
----	---------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	東 憲之介
県土整備部次長 （ 総 括 ）	向 畑 公 俊
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	瀬戸長 秀 美
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	上別府 智

高速道対策局長	前 内 永 敏
部参事兼管理課長	中 原 光 晴
用地対策課長	河 野 和 正
技術企画課長	大 坪 正 和
工事検査課長	巢 山 藤 明
道路建設課長	上 田 秀 一
道路保全課長	西 田 員 敏
河川課長	高 橋 秀 人
ダム対策監	金 丸 悟
砂防課長	米 倉 昭 充
港湾課長	明 利 浩 久
空港・ポート セールス対策監	有 馬 誠
都市計画課長	中 村 安 男
建築住宅課長	志 賀 孝 守
営繕課長	松 元 義 春
施設保全対策監	楠 田 孝 蔵
高速道対策局次長	城 戸 竹 虎

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主査	弓 削 知 宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 58 分休憩

午前10時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○東県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げます。

新聞などで報道されておりますが、先日、管理課職員が強制わいせつ容疑により逮捕されました。今回の事案は、県民の信頼を大きく損ねかねないもので、極めて残念なことと考えております。

服務規律の保持につきましては、日ごろから職員に対して指導してきたところですが、先日、改めまして、部内所属長に対し、厳正な服務規律の確保を図るよう指示したところであります。

今後とも、職員に対し、全体の奉仕者として、県民からいささかの批判も受けることのないよう指導を徹底してまいりたいと存じます。

まことに申しわけございませんでした。

続きまして、お礼を申し上げます。着席させていただきます。

7月16日に日向市で開催しました「みなとオアシスほそしま」登録証交付式におきましては、県議会から御出席いただき、お礼を申し上げます。

これにより、細島港周辺のにぎわいの創出や地域の活性化といった効果が期待される場所でございます。

今後とも、地域住民や関係団体と連携を図りながら、周辺環境の整備を進め、より一層の魅力向上に向けて取り組んでまいりますので、県

議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の説明事項について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料をごらんください。

目次にありますとおり、一般国道448号（串間市大字市木）道路災害についてほか2件について、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○西田道路保全課長 道路保全課でございます。

一般国道448号（串間市大字市木）で発生しました道路災害について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の災害の発生状況についてであります。

当該現場につきましては、6月20日以降の大雨により、路面にひび割れや段差が発生し、同月22日にその段差の拡大が確認されたため、同日午前10時から全面通行止めを実施いたしました。

その後、ひび割れや段差は広がり続け、道路が2.5メートルほど海側へ押し出されるとともに、その段差は最大で1メートル程度に拡大したものであります。

2ページをごらんください。

位置や規模について、写真や図面により御説明いたします。

4の災害箇所位置図についてであります。

赤丸が災害箇所でありまして、幸島付近の少し北側に位置しております。緑枠囲いで示しております舩集落、藤集落の間に位置しまして、迂回路を使つてのことではございますが、孤立化した家屋は、現在のところありません。

下段は5の全景写真になります。斜面崩壊の

規模といたしましては、現段階の調査では、延長が約160メートル、幅が約150メートル、深さが一番深いところで約20メートル程度の規模であります。

1 ページに戻っていただきまして、下段左側の写真は段差の状況、右側の写真は路面に無数のひび割れが発生している状況になります。

次に、2 の経緯についてであります。

大雨により、路面にひび割れや段差が発生したのは、平成28年の7月であります。その際、地すべりが疑われましたことから、周辺の調査を実施いたしました。地すべりを断定することができなかつたため、その規模を把握するために、現場に自動伸縮計を設置し、地盤の動きを観測するとともに、観測結果をリアルタイムに入手できるようにして、通行どめ等の交通規制を実施する体制をとったところであります。

ことし6月20日の大雨により、さきに述べた状況となり、同月22日に全面通行どめの実施に至ったものであります。

今回の被災は大規模であり、ひび割れや段差の動きが顕著であったため、6月28日から29日にかけて国の機関である土木研究所、国土技術政策総合研究所から専門家を招き、合同調査を行いました。

合同調査の結果、専門家の所見は——点線囲みの部分になりますが——地下水上昇が要因となって地すべりが発生しているという意見や、地すべり範囲確定に関する調査方法、応急対策工事に関する助言を受けたところであります。

これらの意見を参考にして、7月7日には、本省防災課と災害査定に向けた協議を開始したところであります。

なお、合同調査で助言を受けた地質調査や応急対策工事としての地下水排除工事につきまし

ては、既に発注しております。

次に、3 の今後の対応についてであります。

復旧の見通しにつきましては、現時点では、まだはっきりと示すことができませんが、アドバンスをいただいた追加調査をもとに、地すべり範囲を特定し、国との協議、関係機関との調整を行いながら、最適な復旧工法の検討を進め、できるだけ早い復旧に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、迂回路についてであります。迂回路の利用が長期間に及ぶこと、迂回路であります県道市木南郷線及び市木串間線は幅員が狭い区間が連続しますことから、これまで草刈りやカーブミラー等の安全施設の設置による見通し確保を行ってまいりました。

また、地元の方々と現地調査を実施し、その結果を踏まえて、待避所や安全施設の設置などを進めているところであります。

今後とも、地元の方々には、状況の変化に応じて情報提供を行うなどの対応を行ってまいります。

一般国道448号（串間市大字市木）で発生しました道路災害については、以上であります。

○高橋河川課長 河川課でございます。大規模氾濫等に備えた減災対策の取り組みについて御説明をいたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1 の背景であります。

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道・東北地方を襲った台風による災害等を踏まえまして、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと社会の意識を変換し、社会全体で洪水・氾濫等に備える取り組みを全国的に進めているところでございます。

次に、2の取組状況についてであります。

本県では、この取り組みを推進するために、県内を6ブロックに分割し、6月上旬までに大規模氾濫等減災協議会を設置したところであります。

協議会のメンバーは、市町村長、国——国は、河川国道事務所並びに气象台、県は、河川課、砂防課、危機管理局並びに土木事務所で構成しております。

特に、本県では、平成17年など、過去に大規模な土砂災害が発生しましたことを踏まえ、この協議会では、水害に加えまして、土砂災害も取り組みの対象としており、これは、本県独自の取り組みとなっております。

別添の参考資料の1をごらんください。

協議会の枠組みについてでございます。

6つの協議会の枠組みは、①の五ヶ瀬川流域、②の耳川流域、③の小丸川・一ツ瀬川流域、④の大淀川流域、⑤の広渡川・福島川流域、そして⑥の川内川流域となっております。

オレンジ色の線で囲んだところは、河川管理者が国並びに県合同の協議会、赤色の線で結んだところは、河川管理者が県単独の協議会、青色で囲んだところは、国の協議会でございます。えびの市では、国が設置しました川内川流域全体の協議会とえびの市における県管理河川のみを対象とした協議会の2つがございます。

委員会資料に戻っていただきまして、3の協議会での取組内容について御説明をいたします。

(1)のホットラインの活用についてであります。

ホットラインは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するため、河川や土砂災害の情報等を土木事務所長から市町村長へ直接電話で伝達するものでございます。

ことし6月21日の大雨のときには、日南土木事務所の瀧上川の水位が上昇しました際に、このホットラインを活用したところでございます。

次に、(2)のタイムラインの活用についてであります。

タイムラインとは、台風など災害が予想されるときに、河川管理者や市町村の防災関係者などが被災事項を確認しながら、住民の方々の円滑かつ迅速な避難の確保など、適切な防災活動が図られるよう策定した防災行動計画であります。

河川は県管理の水位周知河川を、土砂災害は全ての市町村を対象といたしまして、ホットラインとタイムラインを策定し、既に、ことしから運用しているところでございますが、これは九州では本県のみとなっております。

なお、水位周知河川とは、避難勧告等の発令の目安となる河川水位情報を発信する河川でございます。

参考資料の2—1をごらんください。

これは、宮崎市を流れております清武川のタイムラインを例に示しておるところでございます。

左端の気象・水象情報の欄のように、台風の襲来が予想される場合は、3日前から水防に関する体制をとることといたしまして、大雨洪水警報が発表された際、宮崎市は情報連絡本部体制を、宮崎土木事務所では、水防体制をとることとしております。

その後、河川の水位が上昇しまして、気象情報欄の18hの横、氾濫注意水位到達という状況になった際には、土木事務所では、清武川氾濫注意情報を発信します。これを受け、宮崎市では、警戒本部体制をとることとしております。

さらに、水位が上昇する状況があるとき、気

象欄の12hの横、避難判断水位に到達することが予想される場合には、宮崎市では、避難準備・高齢者等避難開始という避難勧告を発令することとしております。

避難判断水位に達したときには、土木事務所から清武川氾濫警戒情報を発信することとしておりまして、宮崎市は、ホットラインによりまして、高齢者等の避難の開始状況がどうかというようなことを確認することとしております。

その後、水位がさらに上昇しまして、気象情報欄の6h、氾濫危険水位到達となったときに、土木事務所は清武川氾濫危険情報を発信しまして、ホットラインでもこのことを伝達し、宮崎市は避難勧告を発令することとなります。

さらに、水位が上昇し、堤防を超えるようなおそれが高まった場合には、宮崎市では、避難指示(緊急)の発令を行うこととしておりまして、気象欄の0hにあるように、堤防天端水位到達あるいは越流という状況になりました際に、土木事務所は清武川氾濫発生情報を発信することとしておりますが、このときにもホットラインによりまして、住民の方の避難が完了しているかなどの状況を確認することとしております。

このように、ホットライン及びタイムラインは、住民の方々の円滑で迅速な避難を確保し、逃げおくれゼロを目指す取り組みでございます。

その次のページ、参考資料2-2は、土砂災害に対するタイムラインでございます。

河川のタイムラインと同様に、気象状況等に応じまして、土木事務所は土砂警戒情報等を発信いたしますとともに、ホットラインによりまして宮崎市に伝達し、これを受け、宮崎市は、避難準備・高齢者等避難開始あるいは避難勧告、さらには避難指示(緊急)を発令することとし

ております。

タイムラインにつきましては、以上でございます。

委員会資料にお戻りください。

(3)の洪水浸水想定区域の見直しについてであります。

洪水浸水想定区域は、市町村が作成するハザードマップの基礎となるものでございますが、平成27年の水防法改正によりまして、国が示しました計算手法に基づき算出する、想定し得る最大規模の洪水を対象とすることとなりましたことから、水位周知河川であります一ツ瀬川など、35河川で見直しを実施するものでございます。

このため、平成28年度には、一ツ瀬川など12河川に着手し、さらに、平成29年度は新別府川など6河川で着手をいたします。

残り17の河川につきましては、平成31年度までに着手する予定でございますが、さらに、前倒しをしまして、30年度には全ての河川に着手できるよう、今後、最大限に進めてまいりたいと考えております。

最後に、(4)の水位周知河川についてであります。

最近の気候変動に伴い、頻発・激甚化している豪雨に対応するためには、今まで以上のきめ細やかな河川水位などの防災情報を提供していくことが必要となっております。このため、水位周知河川の追加指定に向けまして、過去の浸水実績などを踏まえながら、今年度、市町村と協議し、追加のための検討を開始することとしております。

河川課の説明は、以上でございます。

○中村都市計画課長 都市計画課であります。都市計画区域マスタープランの改定について御

説明いたします。

委員会資料の4ページをごらんください。

本県の都市計画の基本的な考え方を示しました都市計画に関する基本方針について、議会の承認を経て、平成29年3月に改定したことを受けまして、今回、本県のそれぞれの圏域における土地利用のあり方や道路・公園などの整備に関する方針等を定めます都市計画区域マスタープランの改定を行うものであります。

下の図には、その位置づけをお示ししております。

次に、1の主な改定ポイントでございますけれども、今回の改定のポイントは、大きく分けて2つございます。

まず、(1)としまして、基本方針の主な改定内容であります人口減少、超高齢社会への対応方針及び災害に強いまちづくりへの対応方針を、今回改定する都市計画区域マスタープランに反映させることとしております。

次に、(2)としまして、これまで都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに作成しておりました。右の図で言いますと、赤い線で囲っております18の都市計画区域ごとに作成しておりましたが、市町村合併や東九州自動車道を初めとする高速道路の開通などによる交流圏域の拡大等により、より広域的な視点で方針を作成する必要が生じたことから、今回の改定においては、図で色分けをしておりますように、県内6つの圏域ごとに都市計画区域マスタープランを作成することとしております。

最後に、2の今後の改定スケジュールでございますけれども、現在、素案の作成を行っているところであり、今後、この素案を9月の常任委員会で御報告させていただいた後に、パブリックコメント等を実施し、翌年1月以降に、国と

の協議や法定手続を踏まえ作成した最終案を、常任委員会に御報告させていただいた上で、平成30年3月の都市計画審議会へ諮問を行い、都市計画区域マスタープランを決定、そして公表してまいりたいと考えております。

都市計画課からは、以上であります。

○**渡辺委員長** 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様から質疑はありませんでしょうか。

○**満行委員** 大規模氾濫等に備えた減災対策の取り組みについてお尋ねします。

今、九州北部に相当な被害が出て、本当に心が痛むんですけども、台風が来なくてもあの状況で、いつ起こるかわからないので、本県も本当に大変だと思いますが、この大規模氾濫等減災協議会は各ブロックでの図上訓練とか、そういうのは実施されているのでしょうか。

○**高橋河川課長** この協議会は6月にでき上がったばかりでございますので、この協議会としての、そういった訓練はまだ実施をしていないところでございます。県独自で以前から、関係機関や地区の建設業協会などと合同での水防訓練は、既に実施をしているところでございまして、今後、この協議会においても、合同での訓練とか、現場点検等を実施することになると思います。

○**満行委員** このメンバーを、国、県、市町村に限っているというのは、いろんな民間団体とか協議会とかあると思うんですけども、何かあるのでしょうか。

○**高橋河川課長** この協議会の一番の目的は、住民の避難を確実に実施するために、市町村長が、躊躇なくしっかりとしたタイミングで発令できるように、河川管理者や气象台がアドバイスなどをしまして、対応がしっかりとされるようにするものでございます。

○満行委員 わかりました。

あと、下のほうの、3の(3)想定し得る最大規模の洪水。前の委員会で報告があったかもしれないけれども、ことし、テレビで何回も聞くんですけど、「想定し得る最大規模」の定義を教えてくださいたいと思います。

○高橋河川課長 まず、想定し得る降雨の設定が国のほうから示されておりまして、九州では、南九州と北九州の2つのブロックに分けて、その数字が示されております。河川の規模に応じて、どういった程度の雨量を設定するのかということですが、おおむね1,000年に一度ぐらいの雨量とされております。

○満行委員 50年に一度の大雨とかは、何か毎年のように聞いていましたが、今度は1,000年に一度。これもまた、ことしもテレビやニュースで大分聞いているわけですよ。

1,000年に一度という想定し得る最大規模の定義はわかったんですけど、住民に、「想定し得る最大規模」という意味がどれだけ理解されているのか。周知徹底とかは、どのようにお考えなんでしょう。

○高橋河川課長 1,000年に一度というよりも、河川を整備しましても、当然、その計画規模を超える雨が発生し、必然的に洪水が発生する水害は、今からは必ず起きるという認識を、住民の方に持っていただいて、大雨が降った際には、まずは避難していただく体制に持っていきたいということをございまして、1,000年に一度にこだわっているわけではございません。

また、その周知を市町村と一緒にあって、これからいかに啓発していくかということは、今後、大事になってくると思っております。

○島田副委員長 西田課長の説明したこの448号の災害復旧なんですけど、部長も次長も申間土木

事務所長をされた関係上、理解されていると思うんですけど、あの土質の問題については、大雨のたびに災害が発生して、投資額がかなり大きくなってくると思うんですよ。それで、迂回路対策ですよ。これをやらないと、この部分だけが災害に遭うという意味じゃなくて、この区域全体が災害に遭う可能性があるわけですよ。地元の間とも話すわけですが、やっぱり、土質がそういう関係上、この災害が出た部分を直しても違うところが崩壊すれば、また一緒だよというのがある。できれば、将来、安心して通れるような迂回路を、やっぱりつくるべきじゃないかということ、市民の方たちも願っているんですよ。

ただ、迂回路対策にしても、条件がなかなか伴わない部分がありますので、以前、宮之浦から名谷まで、トンネルをつくるまでの災害復旧のときに、林道をつくって、それからトンネル工事ができるまで対策を講じたんですが、あそこはトンネルだったからもう災害がないんですよ。ところが、今回の場合は、復旧してもまた災害が出る可能性があるんですよ。だから、やっぱり思い切って迂回路対策のほうを。林道でまずつくって、その後、格上げしていくような方法が一番いいんじゃないかと、市のほうにも話しているんですよ。

ただ、その土地の所有者が何人もいるものだから、条件が伴わないんですけど、林道であれば、土地提供だから、可能性があるんじゃないかと思うんですよ。これの見直しというのはどんなものですか。

○西田道路保全課長 先ほど御説明しましたとおり、国の専門家を呼んで、今の災害復旧において必要な調査をアドバイスいただいたところでありまして、まずは、今回起きた災害の規模

を特定するのが、まず第一に必要なことで。災害復旧といいますのは、原形、原位置で復旧するというのが原則ではあるんですけども、それが不適當または困難といったような場合になりますと、違うメニューも出てまいります。

そういったものの検討も含めまして、最適なルート、最適な災害復旧工法の検討というのを、まず我々がしなきゃいけないことであり、それに向けて、今、地すべり範囲の特定を行っているところであります。

島田副委員長がおっしゃるとおり、448号は至るところで地すべりを起こしておりまして、その対策として、昨年度、石波地区で石波バイパスということで事業を着手しております。

抜本的な改良となりますと、まず、その石波を重点的に進めていくということが大事かと思っておりますけれども、委員がおっしゃったような、今回、被災を受けた区間の抜本的な改良につきましても、広域的な視点を持って、今後、検討していくべきものかなと考えておりますが、まずは、今の地すべり範囲の特定というところに力点を置いて作業を進めております。

○島田副委員長 舢地域も何十年もかかって土砂が下がっているんですよ。住宅のところも下がっているんですよ。地下水が浸透するから下がっているんですけど、あの下に神社があって、神社のほうももうかなりひび割れしているんですよ。だから、あの区域はそういう区域だということは認識されているわけですから、災害のたびに工事で何億も投資した場合に、やっぱり林道のほうがかえっていいんじゃないかという機運に、今なっているわけです。やっぱり国道を変化させるというのはできないでしょうけれども、もう少し、地質学の方たちと研究をして、将来、この工事をしておけば大丈夫だよ

というのがあればいいんでしょうけれど、違うところがまた崩壊すると思うんですよ。

だから、やっぱり、そこは、今後、真剣に検討していくべきじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○瀬戸長県土整備部次長(道路・河川・港湾担当) 島田副委員長が言われたのは、小崎のトンネルの話ではないかと思っております。平成17年ですかね、あのときに、県道がやられまして、先ほど言われましたように、市道を林道として幅員3メートルぐらいの道路で仮に抜いて、その後の原形復旧が不適當ということで、原形復旧にする費用、それとトンネルをつくる費用との関係から、小崎の場合は、トンネルになったと聞いております。

今回も、先ほど道路保全課長が話しましたように、まずこの災害の範囲をはっきりすると。原形復旧でしたときに幾らかかるかというのをはっきりさせて、トンネル工費との関係を見ながら、どういう工法でできるかを考えていきたいと思っております。

ただ、言われますように、これから北のほうの舢地区も含めまして、地すべり地帯になっておりますので、石波地区の新規事業で石波バイパスに事業着手しましたけれど、ここの部分についても将来的にはそういう視点も入れて考えていきたいと思っております。

○島田副委員長 よろしくお願ひいたします。

○重松委員 同じく、県道の迂回路の件なんですけれども、私もここをちょっと走らせていただきましたけれど、確かに、幅員が狭くて離合するのも大変な箇所が何カ所もあるなというふうに思いますが、ただ、やはり南郷から、都井岬に向かう観光道路はこの迂回路を使わないといけないのかなと思っておりますが、今現在のこの迂

回路は、大型バスは通るのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいんですけれど。

○西田道路保全課長 大型バスも通行は可能となっております。ただ、先ほど説明したとおり、離合が厳しい箇所もたくさんありますので、視距確保のための草刈りでありますとか、カーブミラーの設置、さらに、待避所の設置を地元の方々と相談しながら、今、進めているところであります。

○重松委員 確かに、上のほうからの草もかなり、バスに当たるぐらいに狭い、覆いかぶさった感じがありまして、待避所も速やかにつくっていただきたいなと思いました。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時34分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

次に、7月21日の午後から開催されます高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告についてであります。

6月の委員会でも申し上げましたが、本期成同盟会は当委員会が主体となって活動しておりまして、活動報告を商工建設常任委員長が行うことになっております。

お手元に、21日の総会資料と委員長報告案、それと決議案を配付しておりますが、委員長報

告は、総会資料2ページから6ページの平成28年度事業報告をまとめたものであります。

また、総会において決議案を商工建設常任副委員長が読み上げ、決議をすることになっております。

委員の皆様、委員長報告案と決議案の御一読をお願いいたします。

主に、昨年度の委員会の活動という中身であります。

それでは、21日の期成同盟会総会における委員長報告案、それと決議案につきましては、この内容で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前10時36分閉会